

Information System Department

情報通

2024.August 8月号

発行：東京税理士会 情報システム部

eシール 新しいトラストサービスとは

総務省 eシール検討会構成員 袖山 喜久造 (神田)

企業間 (BtoB) や企業と個人間 (BtoC) では、これまでは取引書類は書面 (紙) による授受が中心となってきましたが、近年は通信インフラの高度化や様々なデジタルサービスの普及や多様化によりインターネットを介した取引データの授受は爆発的に増加し、インターネット上のデータ流通量が飛躍的に増大しています。

書面の取引書類を発行する際には、角印や社判を押印し発行することが多いと思いますが、これは書類の発行者を証明するための慣習と言えます。それでは、データで取引書類を発行する場合に発行者の証明をどのように行うのでしょうか。

コロナ禍においては、多くの企業等がテレワークを推奨した結果、取引先へメールに取引書類のデータを添付して送付しているケースが目立ちました。取引書類の授受をデータで行う場合、発行元の証明、データの改ざん防止などのセキュリティの確保が重要となります。

1. 政府方針

2024年6月に政府の新たな「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、我が国の産業競争力の強化と労働生産性の向上を実現していくには、AI等の最先端技術の利用やデータ活用型の業務等のデジタル化によって、業務効率化や生産性の向上が重要であり、デジタル化に係る産業基盤の整備や人材育成を強化することとされています。

2. トラストサービスとは

トラストサービスとは、インターネット上における人・組織・データ等の正当性を確認し、改ざんや送信元のなりすまし等を防止する仕組みを言います。我が国が目指すべき新たな未来社会の姿とされているSociety5.0の到来や我が国が提唱するDFFT (Data Free Flow with Trust (※1)) の実現に向けて、トラストサービスは電子データを安心・安全に流通できる基盤として、重要な役割を担うことが期待されており、各種政府方針において重要課題と位置付けられています。

【我が国の代表的なトラストサービスの状況】

トラストサービス種類	サービス内容	政府の取り組み	トラストの効果
電子署名	署名者(自然人)の意思を確認できる仕組み 電子署名法に基づく認定制度あり	・平成13年4月電子署名法施行 ・令和3年9月デジタル庁設置に伴い、電子署名法は総務省に移管	本人性の証明 (個人) 非改ざん性担保
タイムスタンプ	データの存在証明の仕組み 告示(総務大臣)に基づく認定制度あり	・平成17年民間認定制度開始 ・令和3年4月総務大臣による認定制度創設 ・電帳法スキャナ保存・電子取引の真正性確保要件	存在(時刻)証明 非改ざん性担保
eシール	文書の発行元(組織)を確認できる仕組み 技術・運用上の基準(認定制度構築中)	令和6年4月総務省eシールに係る検討会最終とりまとめにおいて、令和6年度中に認定制度構築を決定。	本人性の証明 (組織・法人等) 非改ざん性担保
eデリバリー	データの送達を保證できる仕組み 制度・基準なし 今後要検討とされる	総務省の調査研究等が実施され、我が国においての活用可能性について現在検討中。	送達の確実性 非改ざん性担保

※1：DFFT (信頼性のある自由なデータ流通) とは、2019年1月のダボス会議で首脳宣言に盛り込まれた「プライバシーやセキュリティ等に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す」というコンセプトです。

3. eシールとは

eシールとは、①データの出所又は起源を示すこと、②データの改変の有無を確認できること、という要件が具備された電子データと定義されています。eシールは、企業等組織が発行するデータに付与することで、発行元の証明と当該データが改ざんされていないことを証明するために用いられることになります。

これまで組織 (法人等) を証明する電子証明書制度は構築されておらず、近年増大する企業等が発行する電子データを安心・安全に流通させる基盤は必要不可欠とされてきました。データの改ざんや送信元のなりすまし等を防止し、発信元 (組織等) を証明できる仕組みが eシールと呼ばれるトラストサービスです。

4. eシールと電子署名の違い

eシールも電子署名も電子文書等への暗号化等の措置が行われて以降、当該電子文書等の改ざんの有無を確認できる点は同じですが、eシールは発行元を証明する機能を果たす一方、電子署名は本人が電子文書を作成したこと、当該電子文書に示された意思表示が当該本人によるものであることを証明する機能を果たすという点が異なります。

利用者はeシールと電子署名の違いを十分に理解した上で、その目的に適した用途で使い分けることが重要となります。

5. eシールのユースケース

電子署名は署名者の意思表示 (契約行為や申請等) の証明であるため、例えば、電子契約や電子申請等の自然人としての意思表示が必要とされる用途に利用されています。他方、eシールは発行元の証明に留まり、例えば、請求書や領収書、見積書、その他各種証明書等のように組織等が発行する電子文書等に利用され、書面に押印される社判や角印と同じような使われ方が想定されます。

6. eシールの信頼度のレベル分け

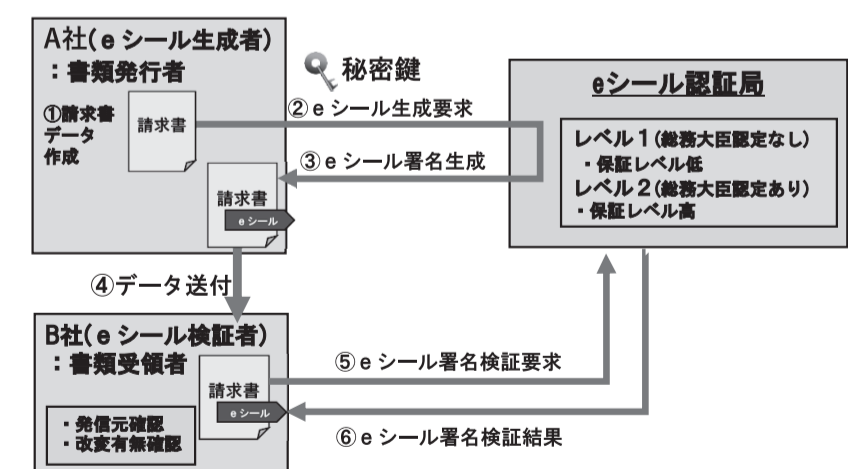
組織等が発行する電子文書はその重要度や利用頻度等に応じて発行元証明の信頼度をレベル分けしていく必要があります。eシールは、①低コスト・簡易な手続で大量発行されるeシール、②総務大臣が認定した認証事業者が発行する信頼度が高い認定eシールとその信頼度の保証レベルを分けて、eシールを付与する電子データの重要度に応じた利用ができることとされています。

7. eシールの運用イメージ

eシールは、例えば企業が日常的に業務で発行する取引書類をデータで発行する場合に付与することになります。1ファイルごとにeシールを付与するのでは非常に効率が悪く、複数のファイルにeシールが一括付与される効率性の良いシステムの構築が望まれます。

また、eシールの生成を自社のシステムで行う場合、自社システムにeシールの生成装置や秘密鍵(※2)が必要となります(ローカルeシール方式)。eシールを効率よく利用し、広く普及させるためには、クラウド上でeシールを生成し秘密鍵もクラウド上で保管する方法が現実的と考えられます(リモートeシール方式)。リモートeシール方式では、書類データをクラウド上にアップロード後、eシールを付与したデータを取引先に送付するクラウドサービスが期待されます。

【ローカルeシール方式】



※2：秘密鍵は平易にいうと、署名生成する際に本人のみ使用できる鍵のことを指し実社会の印鑑に相当します。ローカルeシール方式は秘密鍵を自社で保管して利用しますが、リモートeシール方式は秘密鍵をクラウド上に保管し権限者が使用できることとします。

8. 今後のeシール制度の運用開始と将来性

総務大臣によるeシールに係る認定制度は令和6年度中に整備されることとされ、令和7年度以降はeシールの認定認証局によりeシールが運用開始される予定です。

運用開始時のeシールの証明書情報は法人登記情報が前提とされていますが、インボイス制度対応のための適格請求書発行事業者登録番号、支店等の部署情報などを証明書情報の拡張領域に追加すること、更に国際相互運用のための標準化も検討することとされています。